

結婚新生活支援補助金申請に必要な書類チェックリスト

すべての書類のご住所は、省略せずに、住民票の表記のとおりにご記入ください。

書類がすべて整ってからの受付・支給となりますのでご了承ください。

対象者	チェック欄	必要書類	備考
全員必要	☐	●結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）	お二人のうちどちらでも構いませんが、振込先の口座名義人と同じ方が申請者になる必要があります。 ※氏名が変わらない方をおすすめします。
	☐	●結婚新生活支援補助金請求書（様式第6号）	申請される方の口座をご記入ください ※氏名が変わらない方の口座をおすすめします。
	☐	●相手方登録申請書	請求書と同じ口座をご記入ください ※氏名が変わらない方の口座をおすすめします。
	☐	婚姻をした方 →戸籍事項証明書、婚姻届の受理証明書又は婚姻届受理証明書 1通 いばらきパートナーシップ 宣誓をした方 →いばらきパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの写し	
	☐	完納証明書	お二人分とも必要です。転入された方でも、軽自動車・バイクをお持ちの方や、国民健康保険に加入されている方は完納証明書が必要な場合があります。ただし、まだ課税がない場合には完納証明書は発行されませんので、その場合は不要です。 ※水戸市役所2階 収税課にて、確認をお願いします。
	☐	通帳又はキャッシュカードの写し	補助金の振込先確認のために使用します。
	☐	●結婚新生活支援事業に関するアンケート	
	☐	●講座等受講後確認アンケート	
右記備考欄に該当する方は必要	☐	令和8年度（令和7年分）所得証明書	令和8年1月1日時点で住民登録が水戸市以外の市区町村にあった方は必要です。令和8年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で交付を受けてください。
	☐	●貸与型奨学金返済額証明書（様式第2号）	所得から奨学金の返済額を控除する方は必要です。 令和7年1月1日から12月31日までの間に返済していた金額について、貸与元の団体に本証明書を記入いただくか、お手元に返済額証明書がある場合は、その写しをご提出ください。

住宅を 取得した 方	☐	工事請負契約書又は売買契約書の写し	お二人のうちどちらかが名義人である必要があります。 土地と建物それぞれの支払内訳が分かる書類をお持ちください。
	☐	領収書の写し	一括払い、ローン払いの手付金の支払の場合は必要です。
	☐	不動産引渡確認書又は残金決済計算書等（ローン払いの内訳が分かるもの）	ローン払いの場合は必要です。
	☐	借入先の銀行の振込受付書等	
	☐	月々のローン返済予定額の分かる書類	
	☐	入出金明細書の写し	ローン払いの場合は必要ですが、売主や建設会社等への支払が翌年4月以降である場合は不要です。
住宅を リフォーム した方	☐	工事請負契約書又は請書の写し	お二人のうちどちらかが名義人である必要があります。 ※倉庫や車庫、門、フェンスなどの外構工事は対象外です。
	☐	支払額が分かる領収書等の写し	
	☐	リフォーム箇所が分かる明細書等の写し	
住宅を 賃借した 方	☐	賃貸借契約書の写し	お二人のうちどちらかが名義人である必要があります。
	☐	重要事項説明書の写し	
	☐	請求書の写し （明細の分かるもの）	初回契約時の支払の場合は必要です。
	☐	領収書の写し	
	☐	入出金明細書の写し （賃料、共益費を支払ったことが分かるもの）	毎月の支払の場合は必要です。 口座振込、クレジット払いなどの場合、支払先と支払者が分かるように印刷してお持ちください。 ※申請しようとする月分、全て必要です。
	☐	●住宅手当等支給状況証明書（様式第3号）	雇用されている方は必要です。勤務先に作成をご依頼ください。補助対象となる月分の住宅手当を受けているかどうかの証明になりますので、手当を受けていなくても提出が必要になります。 ※お二人とも雇用されている方は、お二人分それぞれ必要です。
引越をし た方	☐	見積書や請求書の写し （明細の分かるもの）	お二人のうちどちらかが名義人である必要があります。 ※引越業者又は運送業者への支払に限ります。
	☐	領収書の写し	

この他にも、必要に応じて提出していただく場合があります。

●印のついている書類は、HPでダウンロードできるほか、こども政策課の窓口にもございます。

＜問合せ先＞

水戸市 こども政策課 こども政策係
〒310-8610

水戸市中央1-4-1 水戸市役所1階

TEL 029-232-9176